参考

50㍑（20 kg）以下のLPガス用FRP容器の基準制定

① LPガス用FRP容器は、平成27年2月24日に高圧ガス保安法容器保安規則の例示基準に、日本LPガス団体協議会（日団協）技術基準S高-003「液化石油ガス用プラスチックライナー製一般複合容器の技術基準」を追加し、LPガス用FRP容器の製造・販売が可能になりました。

その時点では、内容積は25㍑（10 kg）以下の基準となり、当時の高圧法の移動の基準の関係もあり、平成27年9月より7.5 kgのLPガス用FRP容器が販売されました。

② その後、LPガス用FRP容器の20 kg容器が特認を取得して実証された事を受けて、業界内で技術基準を作成する必要があると判断し、日団協として、技術基準S高-003を改訂し、内容積は50㍑（20 kg）以下の規格を策定しました。

③ 上記の改訂した日団協の技術基準の審査を経済産業省の「ファースト・トラック制度」を利用して高圧ガス保安協会に申請し、国の定める基準に適合した第1号案件として平成30年3月14日に認可されました。

これにより、50㍑（20 kg）以下のLPガス用FRP容器の製造・販売が可能となりました。

7.5 kgのLPガス用FRP容器の容器弁はカップリング付き容器弁でしたが、20 kgのLPガス用FRP容器の容器弁は、製造を予定しているメーカーは、通常の容器弁を使用する予定との事です。